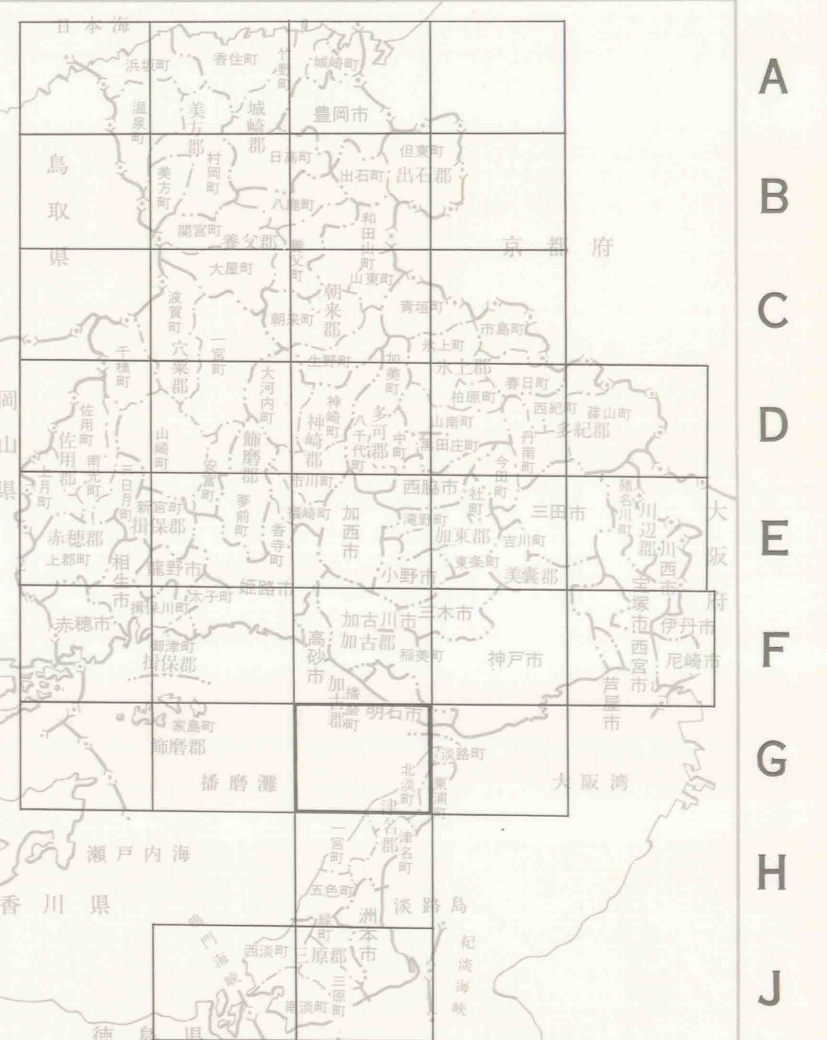


兵庫県宅地造成 工事規制区域図

G-3

(神戸・東播・淡路)

索引図



1 2 3 4 5

(第4次指定)
昭和49年5月2日 官報第14201号 建設省告示第670号

次の各号に掲げる区域ごとに、当該各号に掲げる線（地物、施設及び工作物）
については、その境界線）で囲まれた区域

東浦町B地区	
①	国道姫路北淡線
②	町道藤2号線
③	町道藤3号線
④	町道橋本久保線
⑤	町道飯野2号線

注) 1. 線の起点は、前期図の線との最終の交点（最終の線にあっては、本図の線との最終の交点）とし、線の終点は、次期図の線との最終の交点（本図の線にあっては、最終の線の終点）とする。
2. 地物、施設及び工作物の境界線は、前期図による起点から終点に向けて右側の境界線とする。

(第9次指定)
平成5年12月21日 兵庫県公報第505号 兵庫県告示第1846号

次の各号に掲げる区域ごとに、当該各号に掲げる線（地物、施設及び工作物）
については、その境界線）で囲まれた区域

北淡町A地区		北淡町B地区	
①	国道姫路北淡線	①	町道橋本線
②	町道北淡線	②	町道橋本イロット線
③	町道上地筋2号と、町道江崎立道1号線と町道江崎立道2号線の交点との延長し線	③	町道橋本立道線
④	町道江崎立道1号線と町道江崎立道2号線の交点との延長し線	④	町道橋本立道線と町道橋本立道立道線の交点と、特別高圧送電線（西神戸野島線）81号鉄塔との延長し線
⑤	町道江崎立道1号線と町道江崎立道2号線の交点との延長し線	⑤	特別高圧送電線（西神戸野島線）81号鉄塔と300号鉄塔との延長し線
		⑥	特別高圧送電線（西神戸野島線）80号鉄塔と延長し（メヤキ911）との延長し線
		⑦	電柱（メヤキ911）と大川ダム堰の中央との延長し線
		⑧	大川ダム堰堰体中央と、町道橋本線と町道橋本イロット線の交点との延長し線

注) 1. 線の起点は、前期図の線との最終の交点（最終の線にあっては、本図の線との最終の交点）とし、線の終点は、次期図の線との最終の交点（本図の線にあっては、最終の線の終点）とする。
2. 地物、施設及び工作物の境界線は、前期図による起点から終点に向けて右側の境界線とする。

凡例

	第4次指定区域
	第9次指定区域

注) この図面は、おおむねの区域を画しているもので、詳細については、告示により確認してください。

「許可なく複製を禁ずる」

1 : 25,000

